

平成29年度税制改正 (県税関係)



平成29年度税制改正による県税に関する改正事項のうち、平成29年4月1日に施行された主なものは次のとおりです。

法人事業税 [平成29年4月1日施行]

確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し

コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備の観点から、確定申告書の提出期限の延長の特例について、次のとおり見直しが行われました。(平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

- ・確定申告書の提出期限

改正前	改正後
原則として、事業年度終了の日から2か月以内	
会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しないため2か月以内に提出できない場合は、3か月以内に延長	定款などの定めにより、2か月以内に決算についての定時総会(株主総会)が開催されない場合は、3か月以内に延長
	会計監査人を置いている場合で、定款などの定めにより、3か月以内に決算についての定時総会(株主総会)が開催されない場合は、 最大6か月以内 まで延長

(注)確定申告書の提出期限の延長には、知事の承認が必要です。

法人事業税について、詳しくは26ページをご覧ください。

自動車取得税 [平成29年4月1日施行]

エコカー減税の見直し

エコカー減税について、対象範囲を平成32年度(2020年度)燃費基準の下で見直し、燃費性能がより優れた自動車を普及させる効果を強めた上で延長されました。

- ・乗用車の場合

改正前 (平成28年度)

区分	軽減率
電気自動車等	非課税
H32燃費基準 +20%達成	
H32燃費基準 +10%達成	80%軽減
H32燃費基準 達成	60%軽減
H27燃費基準 +10%達成	40%軽減
H27燃費基準 +5%達成	20%軽減

改正後 (平成29年度)

区分	軽減率
電気自動車等	非課税
H32燃費基準 +30%達成	
H32燃費基準 +20%達成	60%軽減
H32燃費基準 +10%達成	40%軽減
H32燃費基準 達成	20%軽減
H27燃費基準 +10%達成	

自動車取得税について、詳しくは40ページをご覧ください。

自動車税

[平成29年4月1日施行]

グリーン化特例（軽課）の見直し

自動車税におけるグリーン化特例（軽課）について、重点化を行った上で延長されました。

改正前

（平成28年度取得、平成29年度軽減分）

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
H32燃費基準 +10%達成	
H27燃費基準 +20%達成	50%軽減

改正後

（平成29年度取得、平成30年度軽減分）

（平成30年度取得、平成31年度軽減分）

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
H32燃費基準 +30%達成	
H32燃費基準 +10%達成	50%軽減



自動車税について、詳しくは44ページをご覧ください。

ここまでに掲げたもののほか、県税に関して次のとおり制度改正がありました。

地方消費税

消費税率引き上げ時期の変更

消費税率の国・地方合わせて10%への引き上げ時期が、平成29年4月1日から、平成31年10月1日へ変更されました。

地方消費税について、詳しくは31ページをご覧ください。